

農林水産大臣 石破 茂 殿
長崎県知事 金子 原二郎 殿

農業と漁業の真の両立を目指して、今こそ背後地対策と開門を

2009年7月13日

よみがえれ！有明訴訟弁護団・原告団

農水省や長崎県から、諫早湾干拓調整池の海拔マイナス1メートル管理によって排水不良を解消できると言われ続けた諫早市森山地区において、本年7月3日、水田など87ヘクタールに及ぶ湛水被害が発生した。これに対し、潮受堤防の排水門を管理する長崎県は、従来、北部排水門からの排出の際には漁場が隣接する小長井漁協の了解を得る扱いをしていたにもかかわらず、湛水被害解消という森山地区農業者の強い要望のなかで、同漁業の了解を得ないまま850万トンの大量排水を行い、小長井漁協理事長以下の強い抗議を受けることとなった。排水当日には、同漁協組合員が潮受堤防の管理事務所に押しかけるなどの陰悪な状況も生まれた。排水後、諫早湾内においては、早くも、同漁協が懸念した赤潮の発生が確認されている。

今回の事態は、諫早湾干拓事業によって創出された調整池が背後地農業者の湛水被害解消には不十分であり、同時に、これまで事業に協力してきた漁民も含め、調整池からの排水が漁業被害をもたらすことに漁民の間では異論がないことを改めて明らかにした。また、調整池の存在が農業者と漁業者の不幸な対立という地域分断の原因となることも明らかにした。

今回湛水被害が発生した森山地区の基準田面は海拔マイナス0.6メートルであり、これに対し、調整池水位は6月30日から7月3日の排水までの間、海拔マイナス0.20メートルからマイナス0.49メートルであった。4日間にわたって調整池水位よりも基準田面が低かった森山地区において自然排水が阻害され、湛水被害が生じたのは当然の帰結であった。しかもこの間の雨量は大雨とはいえせいぜい100mm程度のものであり、決して珍しいものではない。長崎県の説明によると、今回は小潮と重なったため排水操作が困難であったということであるが、100mm程度の大雨と小潮が重なることは、調整池がこのまま存在し続ける限り、今後とも頻繁に起こりうることである。

重要なことは、この間、1982年以来、森山地区においては排水機場の新設や用廃水路の整備などが見送られ、同地区の農業者は排水不良対策をすべて干拓事業の防災効果に託さなければならない状況におかれたことである。その意味では、森山地区の農業者は、干拓事業の犠牲者であり、干拓事業の防災機能を口実に排水機場の新設等を

サボタージュし続けてきた行政の責任は厳しく問われなければならない。

したがって、排水機場の新設、用排水路の整備など調整池のマイナス1メートル管理では不十分な排水不良対策は、緊急に、干拓事業の主体である国の責任で行わなければならない。

さらに今回の事態によって、仮に手続が順調に進行したとしても現実に開門までには6年も7年もかかるという農水省のいわゆる開門アセスの不当性が、いっそう明らかになった。調整池からの大量排水が今後も予想されるなかで、漁民が6年も7年も不安におびえつづけなければならない理由はない。

農水省と長崎県は、ただちに当弁護団が開門アセスの対案として発表した開門へのプロセスを受け入れるべきである。

当弁護団の対案では、背後地の排水不良対策と代替農業用水確保の工事をただちに開始し、まずは短期開門調査レベルの開門をすみやかに実施することを提案した。防災や農業との両立を図りつつ、漁業被害の元凶となっている調整池の汚染された淡水を1日も早く海水に交換するためである。

漁業と農業の対立などという不幸な地域分断の悪循環を断ち切るためには、それ以外にはない。

長崎県が開門反対の姿勢を改め、国が、ただちに、森山地区をはじめとした背後地域排水不良対策と調整池に代わる農業用水確保の工事に着手し、短期開門調査レベルの開門から着手するなど開門方法を工夫して一日も早く調整池に海水を導入することを、改めて強く求めるものである。

以 上